

江差町 障害者活躍推進計画

機関名	江差町
任命権者	江差町長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
江差町役場における障害者雇用に関する課題	これまで障がい者に限った募集・採用を行ったことはないが、法定雇用率を超える障がい者である職員を雇用しており、今後もこれを維持するとともに、障がいである職員の活躍推進のため、更なる体制整備や取組が必要である。
目標	
①採用に関する目標	法定雇用率の維持 （参考）令和7年6月1日時点の実雇用率：2.61%
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年度末に、人事記録を元に把握
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。</li> <li>○障がい者である職員の相談窓口は、健康推進課保健師が担当する。</li> </ul> <p>【人材面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等は労働局が開催する公務員部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。</li> </ul>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>【職務環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいを持つ職員の要望を踏まえ、就労支援機器の導入を検討する。</li> <li>○所属長による人事評価の面談等を通じて、障がい者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>【募集・採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する</li> <li>・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する</li> </ul> </li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</li> <li>○障害者任免状況通報書は、当該者が少数であり、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため一部非公表とする。</li> </ul>